

## 生活保護受給者就労支援の取組について

### 1 背景

就労可能な生活保護受給者の方々については、生活保護の制度上、働ける能力を活用して就労することが求められている。また、就労していない状況が長く続くと、生活保護を受給する期間が長期化する傾向がある。

社会福祉事務所と関係機関は、生活保護受給者で稼働可能な方々の就労を支援することにより、生活保護受給者が生活保護から早期脱却できるよう取り組んでいる。

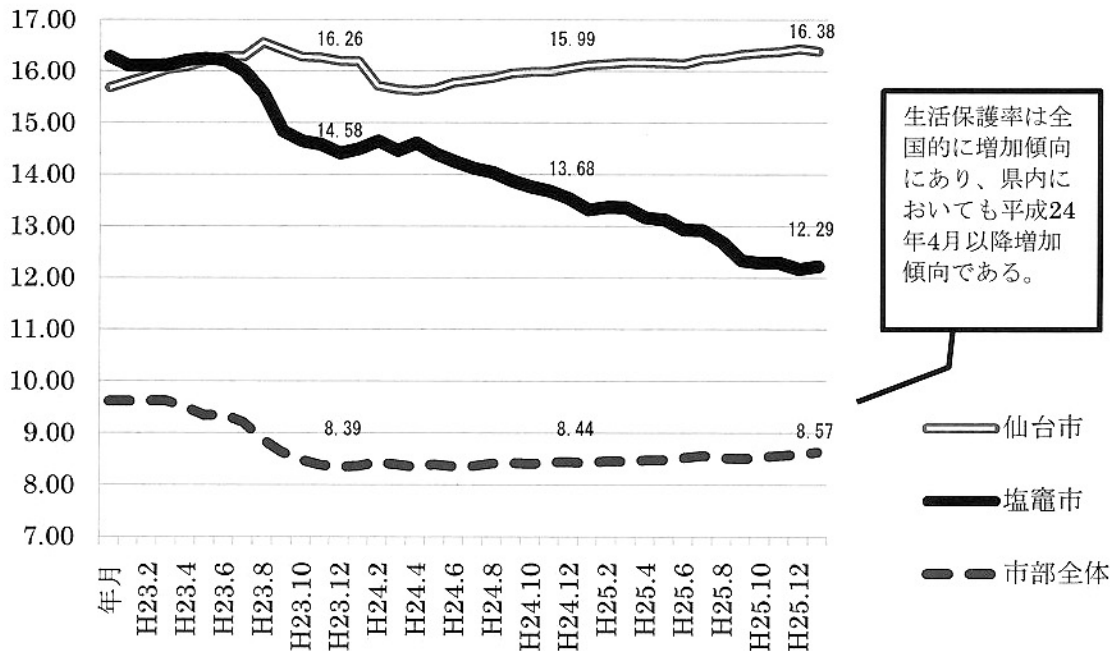
### 2 取組内容

平成21年度から、社会福祉事務所に就労支援員を配置して、現業員（ケースワーカー）とともに就労支援に取り組んでいる。

就労支援員と現業員は、就労意欲の喚起、就労相談、履歴書の書き方及び面接に関する指導、ハローワークとの連絡調整等を行い、長期の失業で自信を失っていたり、生活リズムが乱れている方々への助言や指導を通して、生活習慣の立て直しや心理面のサポートを行い、就労に結び付けている。

### 3 成果（平成25年度）

- (1) 就労支援回数 延べ500回
- (2) 就労開始件数 44名
- (3) 保護廃止件数 20世帯
- (4) 保護率の推移表（単位：‰）



### 4 今後の取組

- (1) 就労意欲・能力を有している方への就労支援の継続
- (2) 就労意欲はあるが、身体的事情等で稼働能力が充分でない方への就労支援のための就労受入先の拡大